

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部化学物質対策課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第5条の2	類型	講習研修
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 作業環境管理の一層の推進を図るため、事業場における作業環境測定士を積極的に養成することが必要なことから、厚生労働大臣の登録を受けた大学等（以下「大学等」という。）において作業環境測定士の養成を図るもの。</p> <p>○事務・事業の内容 大学等において、作業環境測定に必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業した者等に、第二種作業環境測定士となる資格を与えるもの。</p>		
事務・事業の目的	大学等において必要な知識及び技能を付与し、作業環境測定士の養成を行うもの。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科・環境マネジメント学科…定員 20名</p> <p>○事業収入（令和3年度） 当該大学の所定の学部及び学科に在籍する学生が該当科目を履修するものであることから、本事業による事業収入を明確に算定することは困難である。</p>		
国からの補助金等	なし。		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等に係る事項等をインターネットで公開した。 ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 55 号）により、登録機関において実施することとした上で、登録基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成 21 年 3 月）
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の必要性 <p>作業環境測定士（第一種、第二種）の年間の新規登録者 1,000 名程度のうち、本制度に基づいて作業環境測定士としての登録を受けている者は一定の割合を占めていると考えられることから、作業環境測定士の養成及び事業場の作業環境管理の推進に一定の役割を果たしており、今後も存続させる必要がある。</p> ●事務・事業の妥当性 <p>当該制度は、大学等において、作業環境測定に必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業した者等に、第二種作業環境測定士となる資格を与えるものである。当該制度に関係する科目は専門科目として当該大学等で開講されている他</p>

	<p>の科目と同様に開講されているものであり、授業料についても他の同様の学科と同額であることから、対価設定としても妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>当該制度の対象となる者は年間 20 名程度であるが、新たに登録される作業環境測定士が年間 1,000 名程度であることを考慮すると、当該制度により養成される作業環境測定士についても一定の割合を占めていると考えられ、事業場における適正な作業環境を確保し、労働者の健康の保持に寄与している。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>当該大学等において作業環境測定士になるために必要な知識及び技能を付与するための科目については、作業環境測定に関する知識経験を有する者により行われること等が必要であることから、当該科目を開設しようとする者からの申請に基づき、作業環境測定法施行規則に定められている登録基準に照らして審査し、要件に適合している者を厚生労働大臣が登録することにより行われている。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>当該大学等の登録は、該当科目を開設しようとする者の申請により行うものであり、その登録基準については作業環境測定法施行規則により示されている。また、大学等においては、毎事業年度、該当科目の実施に関する計画及び実施結果を厚生労働大臣に届け出る必要があるほか、必要な場合は改善命令等を行うことによりその適正な実施を担保している。</p> <p>○実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>大学等における財務諸表等についてはホームページに公開されており、該当科目の実施の計画及び結果についても事業の実施について特段の問題は認められない。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人に対する聞き取り調査
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし。

評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	事業場において良好な作業環境を確保し、職場における労働者の健康確保をする 上で、作業環境測定は重要な役割を果たしており、それを担う作業環境測定士を養 成する必要があるが、当該制度を活用して作業環境測定士としての登録を受けてい る者が一定の割合を占めていると考えられることから、今後も当該制度を維持して いく必要がある。
備考	

別紙

合計 1 法人

・ 学校法人（1 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
学校法人（1 法人）			
学校法人 産業医科 大学	平成 22 年 4 月 1 日	093-603-1611	当該科目の料金は授業料に含まれて いる。 （参考）産業保健学部授業料： 765,000 円（1～4 年次）